

【EU】ウクライナとの連合協定に署名

主幹 海外立法情報調査室 加藤 浩

* 2014年6月27日、EUとウクライナは連合協定の経済条項に署名した。これは3月21日の政治条項への署名に続くもので、「深化した包括的自由貿易協定」を含んでいる。

1 署名までの経緯

EUとウクライナの関係は、1998年発効のパートナーシップ協力協定(Partnership and Co-operation Agreement)が基礎となっていたが、2008年に、その後継として連合協定(Association Agreement)を締結することで双方が合意した。連合協定とは、民主主義的原則、法の支配、人権及び基本的自由等の共通の諸価値を尊重することを基礎において、EUが域外国と緊密で包括的な協力関係を構築し、当該国の政治的及び経済的安定化を図るものである。ただし、当該国の将来のEU加盟を約束するものではない。

2011年12月、EUとウクライナの双方は、連合協定の内容に関して共通の理解に到達したと発表し、2012年7月には、連合協定の中核である「深化した包括的自由貿易協定」(Deep and Comprehensive Free Trade Area, DCFTA)に双方の首席交渉官が仮署名する等、締結に向けた作業が進められていた。

しかし、ウクライナのEU接近を警戒するロシアの圧力によって、2013年11月にヤヌコビッチ政権は連合協定締結の棚上げを決定した。これに対してウクライナ国内では、棚上げに反対し政権退陣を求める大規模デモが発生し、2014年2月のヤヌコビッチ政権崩壊へと至った。その後発足したアルセニー・ヤツェニユク(Arseniy Yatsenyuk)首相率いる暫定政権は、3月21日にEUとの連合協定の政治条項に署名した。なお連合協定の経済条項については、5月の大統領選挙後の新政権にその取扱いが委ねられることになり、新たに当選したペトロ・ポロシェンコ(Petro Poroshenko)大統領が6月27日に署名した。

2 連合協定の内容

協定は、前文、協定の目的を示す第1条に続いて、第1編：基本的原則(第2条～第3条)、第2編：政治的対話と改革、政治的連携、外交及び安全保障政策の分野における協力と合致(第4条～第13条)、第3編：公正、自由及び安全(第14条～第24条)、第4編：貿易及び貿易に関連する諸問題(第25条～第336条)、第5編：経済面及び各部門での協力(第337条～第452条)、第6編：金融面での協力と不正防止条項(第453条～第459条)、第7編：制度的、一般的及び最終条項(第460条～第486条)で構成され、さらに各編に係る44の付属書と3つの議定書が付されている。

このうち3月21日の署名の対象は、前文、第1条、第1編、第2編及び第7編であった。ロシアによるクリミアの自国領編入宣言から3日後に署名されたこれらの政治

条項の中には、民主主義的原則・法の支配・人権・基本的自由の尊重、主権や領土の一体性等の原則の尊重（第2条）や、政治的対話の強化により国際的な安全保障及び危機管理における双方の協力を強化すること（第4条）等が含まれている。

6月27日の署名の対象は、残る第3編～第6編の経済条項を主とした部分であり、その核心は全312条に及ぶ第4編である。これは前述のDCFTAに相当する編であり、15の章から構成されている。各章は、第1章：内国民待遇と製品の市場アクセス、第2章：貿易救済措置、第3章：貿易の技術的障壁、第4章：衛生と植物検疫のための措置、第5章：関税と貿易の円滑化、第6章：設立、サービス貿易及び電子商取引、第7章：経常的支払と資本移動、第8章：公共調達、第9章：知的財産権、第10章：競争、第11章：貿易に関連するエネルギー、第12章：透明性、第13章：貿易と持続可能な発展、第14章：紛争の解決、第15章：調停メカニズムとなっている。

DCFTAは、関税撤廃等を内容とする自由貿易協定であると同時に、ウクライナにおける法規制等の諸々のルールをEUの法制度や諸基準に調和させていくことにより、ウクライナのEU域内市場への一層の経済的統合を図るものである。ウクライナにとっては、この調和のために必要な諸改革が今後の重要な政策課題となると考えられる。

欧州委員会の推計では、連合協定によって、ウクライナには年間約12億ユーロの所得増加と10億ユーロの対EU輸出額増加が見込まれるということである。

3 署名後の展望

欧州議会及びEU加盟各国で連合協定が批准されるまでには数年かかると見込まれている。EUは、連合協定の発効を待たずに、片務的であっても可能な限りの措置を実施する方針である。また、ウクライナの経済的・民主的安定化と優先的改革事項への対応に関して、各国及び諸機関からウクライナに寄せられる国際的支援の調整では、欧州委員会のウクライナ支援グループが重要な役割を担うこととされている。ロシアの反発が予想される中、連合協定の内容の実現を含め、EUのウクライナに対する関与がどのように展開していくのか、今後が注目される。

参考文献(インターネット情報は2014年7月15日現在である。)

- ・“ASSOCIATION AGREEMENT between the European Union and its Member States, of the one part, and Ukraine, of the other part” *Official Journal of the European Union*, Vol.57, L161, 2014.5.29.
<<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2014:161:FULL&from=EL>>
- ・European External Action Service, “EU-Ukraine Association Agreement, Guide to the Association Agreement”
<http://eeas.europa.eu/images/top_stories/140912_eu-ukraine-association-agreement-quick_guide.pdf>
- ・European Commission, “EU-Ukraine Deep and Comprehensive Free Trade Area” <http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/april/tradoc_150981.pdf>
- ・European Commission, “The EU's Association Agreements with Georgia, the Republic of Moldova and Ukraine” 2014.6.23. <http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-430_en.htm>
- ・田中晋「EU、旧ソ連3カ国とFTAを含む連合協定に調印」『通商弘報』2014.6.30.等